

参考資料

汚水処理施設統合の効果額

○ 平成24年から平成28年において汚水処理施設を統廃合した団体数は185団体、284事業（総務省調査）。

○ 上記のうち、広域化に伴う効果額等を算出した団体における管渠費等の削減額や施設数等は以下の表のとおり(26団体)。

(百万円/年)

団体名	事業名	接続した事業	処理場		管渠		ポンプ場		その他		建設改良費効果額	維持管理費効果額	合計	接続管渠(km)※
			建設改良費	維持管理費	建設改良費	維持管理費	建設改良費	維持管理費	建設改良費	維持管理費				
A市	公共	流域	926.4	883.0	-370.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	556.2	883.0	1439.2	3.4
B市	公共	流域	575.8	110.2	-2.3	-13.1	0.0	0.0	0.0	0.0	573.5	97.1	670.6	
C市	公共	流域	58.0	231.0	-6.0	0.0	0.0	0.0	0.0	231.0	52.0	462.0	514.0	
D町	特環	公共	394.0	0.9	-3.7	-2.2	0.0	0.0	0.0	0.0	390.3	-1.3	389.0	
E市	公共	公共	446.2	132.0	-145.1	-0.4	-101.0	-22.0	0.0	0.0	200.0	109.6	309.6	5.1
F市	公共	流域	983.2	800.0	0.0	0.0	-761.4	-714.0	0.0	0.0	221.7	86.0	307.7	
G市	公共	公共	169.3	141.2	-36.5	-0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	132.8	141.0	273.8	3.8
H市	公共	公共	134.7	39.9	-26.1	0.0	20.8	2.7	0.0	0.0	129.4	42.6	172.0	1.4
I市	農集	公共	79.1	63.0	-0.6	-8.0	0.0	0.0	0.0	0.0	78.5	55.0	133.5	
J県	流域	特環	102.3	3.3	-12.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	89.7	3.3	93.0	6.0
K市	農集	特環	22.1	0.0	-1.5	0.0	0.0	0.0	0.0	36.0	20.7	36.0	56.7	
L市	公共	流域	108.9	78.0	-14.5	0.0	-18.7	0.0	-30.0	-70.0	45.6	8.0	53.6	5.5
M市	農集	特環	25.7	42.2	-12.2	-1.6	0.0	-4.6	0.0	0.0	13.5	36.0	49.5	7.3
N市	公共	個排	12.0	0.0	-4.9	0.0	0.0	0.0	0.0	30.0	7.1	30.0	37.1	
O市	農集	特環	38.9	26.4	-13.7	0.0	0.0	0.0	0.0	-16.2	25.2	10.2	35.4	5.0
P市	農集	公共	14.7	18.8	-2.8	2.4	0.0	0.0	0.0	0.0	12.0	21.2	33.2	
Q村	特環	流域	72.0	123.0	-17.8	0.0	-21.1	-33.0	0.0	-91.0	33.1	-1.0	32.1	5.4
R町	公共	農集	13.0	23.1	-1.7	-5.4	0.0	0.0	0.0	0.0	11.3	17.7	29.0	
S町	農集	公共	33.3	25.0	-5.7	-24.0	0.0	0.0	0.0	0.0	27.7	1.0	28.7	
T町	農集	公共	15.0	17.9	-4.6	-0.1	-0.4	-0.6	0.0	0.0	10.0	17.2	27.2	
U町	公共	農集	0.8	27.4	-0.4	-0.1	-0.5	-0.2	0.0	0.0	0.0	27.1	27.1	
V市	農集	特環	16.1	10.0	-3.7	2.4	0.0	0.0	0.0	0.0	12.4	12.4	24.8	
W町	農集	特環	16.4	7.4	-0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	16.3	7.4	23.7	
X市	公共	コミプラ	11.3	0.0	-0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	11.0	11.0	11.0	22.0	
Y市	公共	農集	13.5	10.3	-3.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.0	10.3	20.4	
Z市	漁集	漁集	5.2	14.3	-1.4	-1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.8	13.3	17.1	

※ 管渠に係る建設改良費の効果額が10百万円/年以下の団体について記載

A市(広域化の中心となる市)における広域化・共同化について

○広域化の検討経緯や状況等

- ・28年度に策定した経営戦略において多様な形態による広域連携を重点施策に位置づけ
- ・連携中枢都市圏においても、汚水処理や汚泥処理等の連携を盛り込んでいる
- ・また、28年12月以降広域化に向けた勉強会を開催し、広域化の効果や課題等について検討を進めている

○他の自治体から下水処理を受け入れるメリット

- ・職員の技術の継承(接続管渠工事を請け負った場合)
- ・地元企業の受注機会の増加(//)
- ・新たな収入源(処理場の余剰処理能力の有効活用)
- ・連携中枢都市圏の中核としての役割を果たせる

○接続する場合の費用負担について

- ・原則として接続する近隣自治体が負担

○広域化に際し国に求める支援

- ・広域化に伴う新たな施設整備に係る費用や近隣自治体が負担する汚水処理負担金に対する財政的な支援措置(交付税措置など)。

公営企業会計の適用の推進について(背景)

公営企業は、地域の住民サービスを担う企業であり、経済性の発揮と公共の福祉の増進が必要。

その財務は、民間企業の会計基準と同様の公営企業会計について、事業の特性や規模等を考慮し、すべての事業に適用してはならず、下水道事業、簡易水道事業等は地方公共団体が任意(条例)でその適用を決定(地方公営企業法第2条。平成25年度公営企業決算では、下水道事業においては15.2%、簡易水道事業においては19.7%の団体が適用)。

現下の人口減少等による料金収入の減少、施設・設備の老朽化に伴う更新投資の増大など厳しさを増す経営環境を踏まえ、**地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むために、公営企業会計の適用を推進。**

公営企業会計の適用関係(地方公営企業法)

水道事業
工業用水道事業
軌道事業
自動車運送事業
鉄道事業
電気事業
ガス事業

病院事業

簡易水道事業
下水道事業
船舶事業
港湾整備事業
市場事業
と畜場事業
観光事業
宅地造成事業 等

① 地方公営企業法全部適用

財務(公営企業会計)、組織、職員の身分取扱い等、法の規定のすべてが当然に適用される

② 地方公営企業法一部適用

財務(公営企業会計)規定のみ適用される(各団体の判断ですべて適用することも可能)

③ 地方公営企業法任意適用

各団体の判断で、法の全部(①)か一部(②)を条例で適用することが可能

公営企業会計の特徴と適用の主なメリット

経営、資産等の正確な把握による経営管理の向上

発生主義を導入し、民間企業と同様の精度の高い財務諸表(貸借対照表(BS)、損益計算書(PL)、固定資産台帳等)を作成することにより、公営企業の経営、資産等を正確に把握することが可能。

- ・より計画的な経営基盤の強化、財政マネジメントの向上等が可能。
- ・経営に要する経費の的確な原価計算により、さらに適切な料金算定が可能。
- ・経営の透明性が向上し、他団体との比較可能性も確保され、議会・住民のガバナンスが向上。

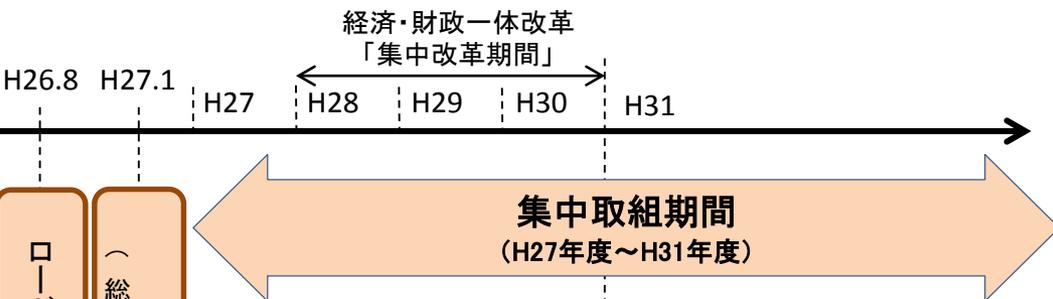
弾力的な経営を行うことが可能

予算を超える弾力的な支出、効率的・機動的な資産管理等が可能となり、経営の自由度が向上。

- ・住民ニーズへの迅速な対応が可能となり、経営の効率化、住民サービスの向上等につながる。

公営企業会計の適用の拡大について

地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むためには、民間企業の会計基準と同様の公営企業会計を適用し、経営・資産等の状況の正確な把握、弾力的な経営等を実現することが必要。



ロードマップの提示
(総務大臣通知等)

【要請内容】

平成27年度から平成31年度まで(平成32年度予算・決算まで)の「集中取組期間」において、以下のとおり、公営企業会計への移行が求められる。

- ① 下水道事業及び簡易水道事業を「重点事業」と位置づけ、以下のとおり公営企業会計に移行することが必要であること。
 - ・ 都道府県及び人口3万人以上の市区町村等については、下水道事業(公共下水道及び流域下水道)及び簡易水道事業について集中取組期間内に移行することが必要であること。
 - ・ なお、集落排水及び合併浄化槽についても、できる限り移行対象に含めることが必要であること。
 - ・ 人口3万人未満の市区町村等については、下水道事業及び簡易水道事業についてできる限り移行することが必要であること。
- ② その他の公営企業については、集中取組期間内に各地方公共団体の実情に応じて移行することが望ましいこと。

公営企業会計適用の取組状況(H30.4.1時点)

【3万人以上の地方公共団体】

公営企業会計を「適用済」及び「適用に取組中」の団体の割合(※)

→ **下水道事業 99.4%、簡易水道事業 95.8%**

((参考) H29.4.1時点 下水道事業 98.8%、簡易水道事業 92.6%)

※上記の下水道事業はH27.1.27付け総務省自治財政局長通知により要請している公共下水道及び流域下水道に限る。

なお、下水道事業全体における、公営企業会計を「適用済」及び「適用に取組中」の団体の割合は98.1%。

【3万人未満の地方公共団体】

公営企業会計を「適用済」及び「適用に取組中」の団体の割合

→ **下水道事業 27.6%、簡易水道事業 42.9%**

((参考) H29.4.1時点 下水道事業 24.8%、簡易水道事業 42.0%)

小規模団体における公営企業会計適用の推進

- 下水道・簡易水道について、人口3万人未満の団体においても公営企業会計の適用が一層推進されるよう、新たなロードマップを平成30年中に策定

(平成30年4月24日 経済財政諮問会議 野田議員提出資料より)

広域化・共同化に関する地方財政措置(現行):下水道事業債(広域化・共同化分)

下水道事業広域化・共同化推進要領 (H21.4.24総財経第78号) について

1. 趣旨

効率的な下水道整備を促進するとともに下水道事業の経営健全化・効率化等を図る観点から、積極的に広域化・共同化に取り組もうとする地方公共団体に対し、当該**広域化・共同化のための計画に基づく施設の整備に要する経費について財政措置を講じる**ことにより、下水道事業における広域化・共同化を推進しようとするものである。

2. 対象団体

下水道事業の**広域化・共同化を行おうとする複数の地方公共団体**とする。

3. 計画の策定

(1) 下水道事業の広域化・共同化を行おうとする地方公共団体は、共同して、概ね次の事項を盛り込んだ下水道事業広域化・共同化計画(様式任意、以下「**広域化・共同化計画**」という。)を策定するものとする。

- | | |
|-----------------------------|-----------------------------|
| ① 計画策定団体名 | ② 下水道の現況、背景及び今後の整備方針 |
| ③ 広域化・共同化の具体的な内容 | ④ 広域化・共同化の手法(一部事務組合、事務の委託等) |
| ⑤ 広域化・共同化による効果(単独実施との経費比較等) | ⑥ 施設整備費、年度計画等 |

(2) 広域化・共同化計画の実施期間は概ね5年以内とし、計画策定団体は当該計画に基づき施設整備等を行うものとする。

4. 手続き (略)

5. 財政措置

広域化・共同化計画に基づく施設の整備について、以下により**下水道事業債(広域化・共同化分)を充当**するとともに、**その元利償還金の55%(うち50%については事業費補正方式により措置)を基準財政需要額に算入**する。

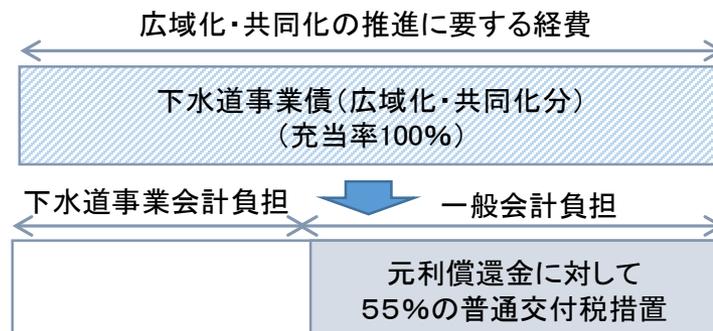
① 対象事業

広域化・共同化計画に基づき実施される事業(広域化・共同化の効果が客観的に相当程度認められる事業に限る。)であって、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水処理施設のうち、**終末処理場**(終末処理場を補完するポンプ場、汚泥処理施設、汚泥再利用施設、共同水質管理施設等を含む。)及びこれに類する**施設の整備事業**

② 対象範囲

広域化・共同化計画に基づき実施される事業に係る事業費(補助事業にあつては地方負担額、地方単独事業にあつては対象事業費。ただし、小規模集合排水処理施設については、通常分であつて臨時措置分を除いたもの。)

財政措置のイメージ



H12 下水道事業債(広域化・共同化分)創設の背景

【下水道事業における広域化・共同化の現状と課題に関する調査研究報告書(抜粋)】

1 下水道事業の現状と課題

(1)何らかの汚水処理施設の整備に着手している市町村:2,473 / 汚水処理施設整備未着手市町村:759

(2)下水道普及率55%、汚水処理施設整備率62%

(3)下水道事業数:3,894事業

(4)5万人未満の市町村における下水道普及率18%

→ 今後、中小規模市町村における下水道の整備水準向上が大きな課題となるが、中小規模市町村は一般に建設費も割高となることが多く、またその財政力も一般的には脆弱であることなどから、より効率的・計画的な施設の建設及び維持管理が必要となってくる。

(5)全国の下水汚泥発生量は、約10年間で30%増加しており、今後も下水道整備の進捗に伴い急激な増加が見込まれる。また、それに伴い、埋め立て処分地の確保がさらに困難になることが予想され、各地方公共団体では、下水汚泥の減量とともに、その際利用に努める必要がある。

2 下水道事業における広域化・共同化の現状

(1)下水道事業における広域化・共同化に関する地方公共団体の考え方

①他の地方公共団体との広域・共同処理になじむと考えられる事務:「汚泥処理」、「汚泥処分」が半数近く

②他の地方公共団体との広域・共同処理に当たって問題となりうる事項:「関係団体間の財政力の格差」、「使用料水準の格差」

③地方公共団体内部の他部門との共同処理になじむと考えられる事務:「使用料の賦課徴収」、「処理水、放流水の水質検査」

(2)現に広域化・共同化を行っている地方公共団体の考え方

①一部事務組合(52団体)及び協議会(12団体)

・設置に至った背景・経緯:「処理場建設に係る経費の節減」、「維持管理に係る経費の節減」、「管渠整備に係る経費の節減」

・設置に当たって問題となった事項:「構成団体間の経費の支弁方法」、「終末処理場の建設場所の問題」

②事務の委託

・背景・経緯:団体ごとに様々(下水が隣接市町村に流下する場合などの地域個別の事情)

3 下水道事業における広域化・共同化に関する基本的考え方

各地方公共団体としては、広域化・共同化が経営の健全化・効率化につながり、ひいては住民が負担すべき使用料の上昇抑制につながるということであれば、そうした努力を惜しむことなく、地域の実情に応じた最も適当な手法により積極的に下水道事業の広域化・共同化を推進していくべきである。

4 下水道事業における広域化・共同化の推進

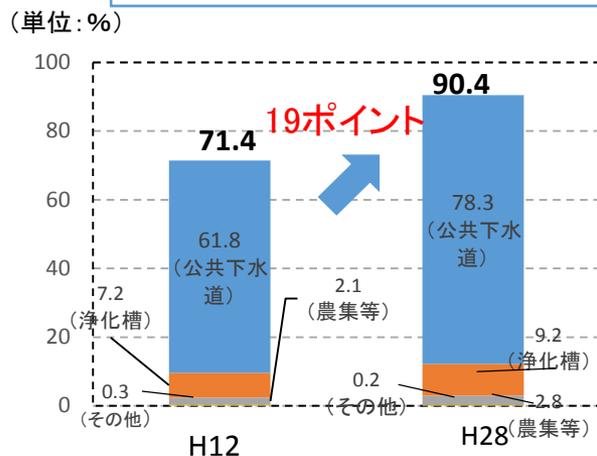
下水道事業の広域化・共同化は、本来経営の効率化のために行われるものであり、結果的に事業主体自身がメリットを享受することから、国による財政的支援については検討すべき課題が多く残されているが、考えられる支援方策について検討する。

○国庫補助率や地方債元利償還金に係る交付税措置率の嵩上げについては、慎重な検討が必要であるとする意見がある一方で、恒久的措置としては困難でも、期間を限定した誘導的な措置はありうるのではないかとする意見もあった。また、「広域化・共同化計画」等の策定など広域化・共同化の準備に要する経費について財政支援することを検討すべきである。

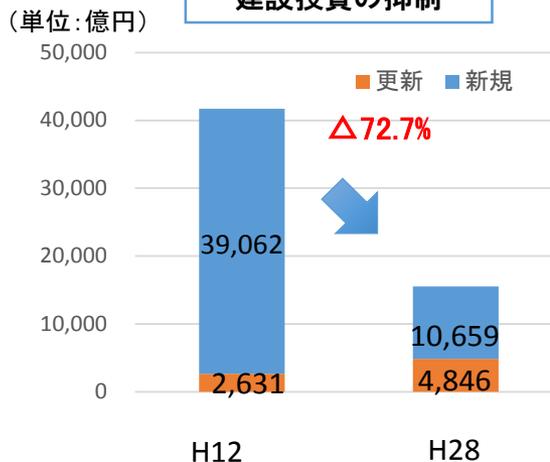
下水道事業の現状

下水道事業の経営状況 (H12→H28)

汚水処理人口普及率 (全国平均)



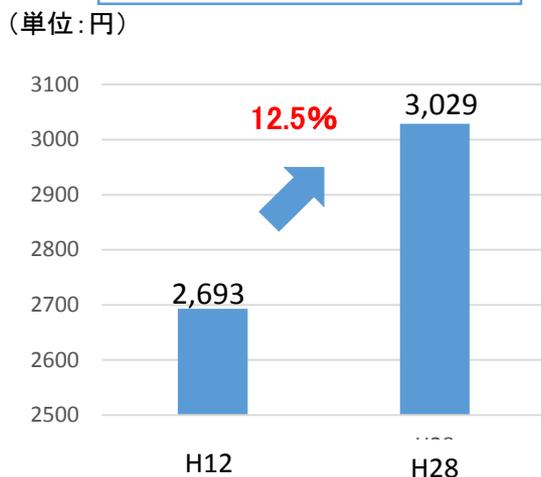
建設投資の抑制



職員数の抑制



使用料水準※の適正化



※一般家庭における20㎡あたりの使用料の平均値
(参考 H28経費回収率:95.8%)

一般会計からの繰入額の抑制

